

資 料 編

資料 1 主な資料の種類と保管場所

1. 道路の告示関係

【概説】 (1) 略図付告示の原議には、位置図、丈量図、現況重ね図、公図写し、公示用略図等が添付されている。

(2) 一括告示において最小～最大で示された幅員は、代表箇所の幅員の幅員の場合があるため、それ以前の略図付告示や権原の状況から区域幅員を判断する。また、旧道路台帳平面図が告示の裏付けとなるものもある。

※ 東京市は昭和 7 年 (1932 年) 8 月 25 日付で、区域未決定の管理道路については「道路台帳平面図のとおり決定する」旨を告示している。

(3) 旧道路法時代の告示には、道路の本体と側溝や法敷等の幅員を区分したものである。例として、「道路ノ区域ハ之ヲ 12 間トシ其ノ供用ヲ開始ス 前項道路ニ附属スル側溝ノ区域ハ各側路端外其ノ所要ノ幅員トス」とある場合、道路区域幅員は「12 間十側溝の幅員」と解釈される。

資料名	告示年月日	告示主体	告示の内容	留意事項	保管場所	閲覧方法
旧道路法関係	一括告示 (東京府告示)	東京府	府県道 認定、供用開始 (旧 15 区内の 供用開始は東京市で告示)	区域は、道路台帳平面図に記 載された区域線とする。	道路管理部路政課 (建設事務所管理課) 公文書館	— 閲覧申請
	一括告示 (東京市告示)	東京市	市道 (旧 15 区) 認定、供用開始 (区域決定告 示なし)	同上	同上	同上
	略図付告示 (東京府告示) (東京市告示)	東京府 東京市	府県道、市道 認定、区域決定 (変更)、供 用開始	告示幅員は丈量図等の図上読 取が多いため、資料の精度、 現況等で判断する。	道路管理部路政課 (建設事務所管理課) 公文書館	— 閲覧申請
新道路法関係	略図付告示 (東京都告示)	東京都	都道 認定、区域決定 (変更)、供 用開始	同上	同上	同上
	一括告示 (東京都告示)	東京都	都道 認定、区域決定、供用開始 (主 に都道再編成に伴う)	個別の告示がなくても、本告 示までに工事完了、権原取得 済であれば、その範囲を本告 示で法手続したものと扱う。	道路管理部路政課 (建設事務所管理課) 公文書館	— 閲覧申請
略図付告示 (東京都告示)	—	東京都	都道、指定区間外国道 認定 (指定)、区域決定 (変 更)、供用開始	—	同上	同上

1-1 丈量図（遺地実測図）の取扱い

【概説】 (1) 丈量図は、地番、地目、境界辺長、地積、境界点の座標値等が記入され、公示される区域幅員、延長、面積等すべての数値の根拠となる。

(2) 道路区域線（権原の範囲）は必ずしも道路構造物と一致していないため、丈量図に示す範囲と現地との位置関係を明確にしたうえで判定する必要がある。

(3) 丈量図は年代によって求積方法が異なるため、以下について留意が必要である。

求積方法	資料の特徴	留意事項
公 図 上 求 積	不動産登記法施行以前のものです。土地形状面積の精度が低い。 縮尺 1/600	図面上の筆界線と現況との差が著しい場合があるため、よく比較調整する。 登記面積だけで筆界線の設定ができない場合があるので注意する。
図解法による図上三斜求積	平板測量による図形上の三斜求積で、辺長は 10cm 又は 5cm 単位、古い資料は間表示のものがある。縮尺 1/300 が多い	経年を考慮しなるべく元の図面で読取り、告示等と比較し判断する。廻り間（辺長）は現況を勘案し、丈量図を大きく損なわないよう留意する。境界確定、区域標示の点は条件点とする。
図解法による現地三斜求積	平板測量による図形だが、底辺と廻り間は実測してあり、1 cm 単位で記入されている。縮尺 1/300 が多い	同上
数値法による座標三斜求積	底辺、垂線、境界辺長は m 単位（小数点以下 3 桁）、乗積、合計、面積は m ² 単位（同 6 桁）。座標法の面積計算は、直角座標法による	区域標示等の成果がある場合は、その点を条件点として総合的な検討を行う い、境界点の設定を行う。

2. 赤図・青図

【概説】 (1) 昭和 7 年（1932 年）及び昭和 11 年（1936 年）に東京市に編入された旧町村道は、行政区域の変更に伴うものとして道路法上の手続きを経ずに市道とされた。その際に引継がれた道路の路線図が赤図、青図と呼ばれるものである。

(2) 旧町村道の告示はほとんど見つかからないため、本図等編入後の資料、公図等で幅員等を判断する。

資料名	作成時点	作成者	資料の内容	留意事項	保 管 場 所	閲覧方法
旧 町 村 引 継 路 線 図 （ 赤 図 ）	昭 和 7 年 10 月 1 日 （ 1932 ）	東 京 市	市道（新 20 区） 編入旧町村からの引継路線図 で、引継路線を赤で記載	青図と記載が異なる場合もあるため、疑義あるときは双方を参照して判断する。	道 路 管 理 部 路 政 課	（ 閲 覧 不 可 ）
路 線 一 覧 図 （ 青 図 ）	昭 和 7 年 10 月 1 日 昭 和 11 年 10 月 1 日 （ 1932、36 ）	東 京 市	市道（新 20 区） 引継ぎ時点の路線一覧図の青 焼きで、路線番号、区域幅員等 を記載	小数点以下 1 桁記載は現況幅員、2 桁は区域決定等の告示や一般査定実施箇所のため、他に資料のある場合が多い。	同上	（ 閲 覧 不 可 ）

3. 道路台帳関係

【概説】 (1) 旧道路法で作成された道路台帳（旧道路台帳）は、新道路法での整備が完了する昭和40年代（1965年～）まで使用されていたものもあり、記載事項の年代が明確でない場合が多い。

- (2) 旧市域は道路境界を確認し区域幅員を記入しているが、水路やU字溝等を含まない数値のため、告示、換地確定図、一般査定図等により判断する。
- (3) 府県道旧道路台帳平面図は、大正9年（1920年）の一括告示の裏付けとなる。同年以降の改築等箇所は昭和13年（1938年）頃までに補正され、補正前（甲）と後（乙）の図面がある。境界点は○印で現地標示したものであり、当時の基準点、境界点等の測量成果は一部残存している。
- (4) 新旧道路台帳図面を縮尺調整のうえ重ね合わせることで、当時と現在の境界や地形等の位置関係を明確に把握することができる。

資料名	作成年度	作成者	資料の内容	留意事項	保管場所	閲覧方法
旧道路法関係	府県旧道路台帳平面図 (S=1/1,200)	大正11年～昭和7年 (1922～32)	東京府 地形、地物、区域線、境界点等（当時承諾書を受領）、一部測量成果あり	当時から区域に異動がなければ、記載の区域（図上読み）による処理を原則とする。	道路管理部路政課 建設事務所管理課 公文書館（区部のみ）	（閲覧不可）
	旧道路台帳平面図 (S=1/600)	大正11年～昭和7年 (1922～32)	東京市 地形、地物、区域線、道路区域幅員、有効幅員（開渠を除く幅員）等	区域に異動がなければ記載の区域幅員、有効幅員記載の場合には各種資料から判断する。	同上	（閲覧不可）
	旧道路台帳平面図 (S=1/500)	昭和9年～17年 (1934～42)	東京市 地形、地物、現況幅員、境界石標等を記載、道路区域線は一部を除き未記入	境界石、側溝等の記載を参考に区域を判断する。新市域の郡部側は未作成である。	同上	（閲覧不可）
	旧道路台帳索引図	大正7年～昭和17年 (1918～42)	東京市 区域線、幅員等を記載。区域幅員は小数点以下2位まで、現況幅員は同1位まで記載	記載が現況幅員の場合は未確定で根拠として弱いため、各種資料により判断する。	同上	（閲覧不可）
	道路台帳平面図 (S=1/500)	昭和31年以降 (1956～)	東京都 地形、地物、境界点、区域線、現況幅員、区域幅員、地番等	敷地構成図が未整備な場合は、各種資料により判断する。	建設事務所管理課	建設事務所窓口で閲覧
新道路法関係	地下埋設物台帳平面図 (S=1/500)	昭和31年以降 (1956～)	東京都 上下水道、ガス、電気、電話、その他の占用や残置物件等	—	同上	同上
	道路敷地構成図 (S=1/500)	昭和49年以降 (1974～)	東京都 境界線、地番、土地所有者、境界点の座標、辺長等	現況、基準点の精度、調製年度等を考慮し判断する。	同上	同上
	道路区域調査図 (S=1/500)	平成10年～15年 (1998～2003)	東京都 区部及び多摩の一部で整備境界点の座標、辺長等	立会していないため、各種資料により慎重に判断する。	同上	（閲覧不可）
	道路区域標示図	昭和31年以降 (1956～)	東京都 基準点、境界点、区域線、辺長、地番、成果等	区域の現地標示図で、確認書を受領している。	同上	（閲覧不可）

4. 土地境界確定関係

- 【概説】 (1) 境界確定（確認）関係の資料のうち、都の各局が管理する公有財産は各局の、区市町村は各区市町村の担当部署に保管されている。
- (2) 都の境界確定は財務局で実施していたが、公有財産は昭和54年度（1979年度）から、国有財産は平成16年度（2004年度）から各局へ移管された。
- (3) 法定外公共物及び法定公共物（都道、区市町村道）に係る旧建設省及び大蔵省所管国有財産は原則当該公共物の管理者（都又は区市町村）に譲与されているため、都が国交省所管国有財産の境界確定申出を受理するのは1級河川（指定区間）、2級河川、準用河川に限られる。
- (4) 昭和22年（1947）改正前の国有財産法（旧法）では、行政処分による一方的な境界査定として実施された。

資料名	作成年次	施行者	資料の内容	留意事項	保管場所	閲覧方法
境界確定原議	第二次大戦後 (1945頃～)	東京都	土地境界確定報告書、同申請書、公図、土地調査、境界図、承諾書、合意書、立会書	旧建設省所管国有財産及び都用地と隣接土地、通常は閲覧不要である。	公文書館	所管部署承認のうえ監督員同行で公用閲覧
境界図 (指示図)	同上	東京都	国有財産又は民法上の協議の内容。境界点、多角点、引照点、点番号、成果表、地番（土地所有者）	再協議、再標示の場合は、最新の境界図で対応する。現況、告示、丈量図等と著しく相違する場合は検討が必要である。	建設事務所管理課	公用閲覧又は一般で有料閲覧
同上索引図	同上	東京都	公図(写)に確定箇所境界図番号が記入されている	—	同上	(閲覧不可)
一般査定図 (東京市公共用地境界 査定実測図)	大正8年～15年 (1919～26)	東京市	道路、水路等の境界査定図であり、旧市域と品川区の一部(p64参照)で実施。承諾書は焼失した。旧台帳の区域線の主たる根拠。	協議確定済として取扱えないため慎重な対応が必要。廻り間等全て記入があるが、明らかな誤りや図上読み取りがあるため注意する。	同上 (原図は公文書館)	同上
境界確定資料 (査定資料)	主として 東京五輪前後 (1964頃)	東京都	事業施行に伴い事実上確定された箇所の、平面図や丈量図、確定協議に使用された図面等	未完結になっているものが多いが、境界図がない場合この資料を調査する必要がある。	同上	同上
土地境界	主として 第二次大戦前 (～1941頃)	東京市 東京都	明治33年(1900年)東京府が道路、下水道の境界査定を市に委託。主に地先の申請で、申請書、境界図、承諾書、公図等がある	図面は略図が多いので利用には注意が必要。行政処分としての境界査定であり、現行の協議和解とは性格が異なる。	公文書館	同上
同上索引図	同上	東京市 東京都	境界査定箇所、整理番号等が索引簿に整理されている	—	公文書館 建設事務所管理課	同上

5. 土地区画整理・埋立関係

- 【概説】 (1) 埋立による道路敷地の帰属は、国と東京市とが混在していたが(月島埋立地等)、国有財産一括譲与事業により現在は概ね都有地に整理されている。
 (2) 旧道路法時代の図面は尺貫法によるため、メートル法に換算して閉合計算など必要な措置をし、現地と整合するよう調整する必要がある。
 (3) 換地確定図については次ページも参照のこと。

資料名	作成年次	施行者	資料の内容	留意事項	保管場所	閲覧方法
土地区画整理関係	震災復興 土地区画整理	内務省 東京市	換地確定図 面積、幅員、辺長等 施行地域はp.64参照	間表示で3位の数値がないた め、m換算で要調整。広範囲 の測量が必要である。	建設事務所管理課	窓口で閲覧
	戦災復興 土地区画整理	東京都	換地確定図 面積、幅員、辺長等	成果は必ず、換地処分時のも のを使用する。復元には広範 囲の測量が必要である。	都市整備局市街地 整備部区画整理課 建設事務所管理課	同上
	土地区画整理	東京都	同上	同上	同上 (建設事務所は平成15年度まで) 事業施行者社 測量会	同上
土地区画整理関係	耕地整理	組合・個人等 公共団 耕地整理組合	同上	同上	事業施行者社 測量会	説明し閲覧を求 める
	土地改良	国、公共団体組合連 合会、農地保有合理 化法人	同上	公共用地的幅員は一定で民地 側も辺長があるため、その数 値を使用。辺長は間表示であ りm換算値の調整を行う。	事業施行者社 測量会 公文書館	説明し閲覧を求 める 閲覧申請
	国有地認可 籍図	—	事業で国有地とな る道路、河川等の中 心延長、幅員等	公共用地幅員及び延長がある ため、その数値を使用。民地 側は辺長がないため、公簿面 積を確保するよう処理する。	同上	同上
埋立関係	港灣埋立実測図	東京都	面積、廻り間、幅員、 測量成果	告示や確定図に幅員がない場 合は、土地認可図及び関係図 書を調査し判定する。	公文書館	閲覧申請
	公有水面埋立実測図	同上	同上	戦前は間、戦後はm表示。移 管時の測量成果を調査、広範 囲の測量が必要である。 戦前は間、戦後はm表示。埋 立許可の書類を参照する。	港灣局臨海開発部 開発整備課	窓口で閲覧 職員が同行し窓 口で閲覧

5-1 換地確定図の取扱い

【概説】 (1) 換地確定図は事業の最終成果で、公共用地の幅員、辺長、宅地側の地番、面積、区画毎の辺長等が記載されている。
 (2) 尺貫法で作成されているものは、メートル法に換算して街区の閉合計算等必要な措置をし、現地と整合するよう調整を行う必要がある。

事業等種別	施行年次	資料名	運用・留意事項
震災復興土地区画整理	大正13年～ 昭和2年頃 (1924～27)	1 換地位置決定図	東京市議会で決定した地区別概要図で、道路に編入する部分や廃止路線、道路となる幅員等を記載、事業による換地の位置が明確になっている。
		2 換地確定図 S=1/600以上	土地毎に尺貫法による表示。辺長は「毛」位の記載がない(切り捨て)ため、宅地側の面積が不足する場合は1cm前後の数値の調整を検討する。この場合、測量は都道の両側3街区程度の範囲で行わなければ、的確な把握は困難である。 (例) 12.550間=22.818m 12.599間=22.834m 最大差 0.016m 所有地の貸付財産がある地域は、財務局財産運用部と協議し資料(測量成果)の提供を受ける。 公共用地(道路、水路)は、無地番となっている。 震災復興地域についてはp.64を参照のこと。
戦災復興土地区画整理	昭和20年以降 (1945～)	1 換地確定図 S=1/600以上	第二次大戦後の土地区画整理の確定図で、表示は尺貫法又はm法による。換地処分後の道路、水路等の公共用地の幅員は当初の計画より異なることがあるため、以下の測量に基づき確認作業を行うことが重要である。
		2 測量成果	換地処分時の確定測量の成果で、街区、宅地側の土地毎に境界点の座標、方向角等が記載され、これにより広範囲に境界点等の押え作業を行う。施行時の基準点や境界点が十分保存されていないので、測量成果や土地境界図等により条件点を設定し、関連する数街区の面積が確保されるよう調整計算を行う必要がある。道路区域決定が仮換地の時点の場合は最終成果と異なることがあるので、確定による区域変更が必要な場合がある。
東京都施行 土地区画整理	昭和32年以降 (1957～)	1 換地確定図 S=1/500以上	工事が完了した場合において、出来形確認測量を行い、その成果に基づき換地確定図及び公共施設用地の帰属、消滅図書を作成している。
		2 測量成果	出来形確認測量は工事が完了した後に、街区点の位置を測定し、街区の位置、形状、面積及び公共施設用地の面積を確認するために行われる。
組合・個人施行 公共団体等施行 土地区画整理	昭和30年以降 (1955～)	1 換地確定図 S=1/500以上	同上
		2 測量成果	(組合施行の資料は、役員、測量会社等当時の関係者が保管している場合が多い。また、関係する区市町村に確認する必要がある。)

6. 道路の新設・改築等の事業関係

【概説】 (1) 道路整備時点の平面図等については、整備年代により以下について留意が必要である。
 (2) 丈量図については、「1-1 丈量図の取扱い」も参照のこと

施行年代	施行年次	資料名	運用・留意事項	保管場所
旧道路法時代	大正9年～ 昭和27年頃 (1920～52)	1 平面図（設計図） S=1/600～1/300程度	構築する道路の施設の施設、計画線（境界線）等記載、丈量図と整合していればその幅員で決定。丈量図がない場合は他の資料や現況を勘案し判断する。	公文書館 建設事務所 市区町村
		2 丈量図 S=1/600～1/300程度	図上三斜求積が多く、明確な告示がない場合は図面上のスケールアップ、保存文書等により計画幅や改修幅を調査し現況を加味し判断する。	
		3 公図写	道路改修予定線、当時の地番、土地評価等が記載され、現公図と対比し土地の所在を確認。現公図に脱落している地番の推定、確認にも使用する。	
		4 潰地調査	取得する用地に係る地目、地積、土地所有者、潰地の面積等が記載されているので、現公図及び土地登記簿と比較して確認する。	
		5 潰地計算書	筆毎の潰地、残地等についてその面積が計算されている。	
		6 土地収用関係	事業に伴う用地取得関係の文書（丈量図、公図等）である。昭和18年は、「昭和18年度土地収用」として丈量に集約整理されている。	
		7 その他	寸法や面積（地積）は、「間」「坪」「反畝歩」が多いので留意する。	
新道路法施行後	昭和28年以降 (1953～)	1 平面図（重ね図） S=1/600～1/300程度	計画線、構築する道路の施設等記載、丈量図等と整合すれば道路の区域と判断できる。丈量図や告示がない場合は他の資料や現況により判断する。	公文書館 建設事務所 市区町村
		2 丈量図 S=1/600～1/300程度	境界線の座標がないときはスケールアップ、取得用地の面積、現況等を勘案する。丈量図は伸縮を考慮し原図により読取るが、ない場合は誤差を考慮する。告示があれば丈量図、平面図等とあわせて内容を検討する。	
		3 地図（公図）写	道路改修予定線、当時の地番、土地評価等が記載され、現公図と対比し土地の所在を確認する。現公図から脱落している地番の推定、確認にも使用する。供用開始告示の地図写は現公図と一致する。	
		4 潰地調査	取得する用地の筆毎、公共用地、在来道路敷等に区分して記載されている。この調査と現在の土地登記簿の表示を比較して地積等の確認をする。	
		5 潰地計算書	潰地、残地、公共用地等の面積を計算したもの。	
		6 用地買収原議	事業に伴う用地買収関係の文書である。一部については、各建設事務所に保管されている。	
		7 その他	寸法や面積は尺貫法とメートル法によるものがあるので留意する。	

7. 土地登記関係

- 【概説】 (1) 法務局備付の地図(14条地図、平成17年(2005年)の不動産登記法改正以前は17条地図)は、復元能力があり隣図と正確に接合できるため、土地の状況を明確に公示することができる。しかし、整備が十分に進んでいないことから、現在でも「地図に準ずる図面」として公図を使用する場面が多い。
- (2) 土地の表示、権利関係等は土地登記簿で確認できるが、土地の経緯等不明確な場合は旧土地台帳、閉鎖登記簿等を調査する必要がある。
- (3) 登記上の地目は、戦前の取得地はほとんどが官有地、公衆用道路等に変更されているほか、旧公図上の無番地は、道路敷、水路敷等で着色され明確である。現在は地目変更されていないものも多く、登記簿だけで道路敷が判断するのは困難である。
- (4) 無番地で、地図(公図)に幅員の書き入れがある場合は、原則としてその道路幅員を確保する。
- (5) 登記資料以上に必要の際は、都税事務所や市町村備え付けの課税台帳、非課税台帳もあるが、個人情報等の制約があり現在は閲覧困難である。
- (6) 地図(公図)については、次ページも参照のこと。

資料名	作成者	資料の内容	留意事項	保管場所	閲覧方法
地図(公図)	管轄法務局各支所出張所	地番、筆界線。地図(14条地図)は正確性、再現性が高いが、公図は土地の概略図の位置づけ	公図上で地番の漏れ等疑われる場合は、旧公図(旧土地台帳附属地図)等を調査する。	管轄法務局各支所出張所	公用申請
土地登記簿(旧土地台帳)	同上	表題部に土地の表示、甲区に所有権、乙区に所有権以外の権利、順位番号欄に登記事項の記載順位	順位番号に注意して真正な所有者を調査、登記の日付に注意する。	同上	同上
閉鎖登記簿	同上	新登記用紙への転載、合筆、土地又は建物の滅失、登記の抹消によって閉鎖されたもので、閉鎖した日から20年間保存される	現登記簿の記載に不明、錯誤、遺漏等があり効力が争われ、過去の権利関係が問題となった場合に活用できる。	同上	同上
地積測量図	申請者	土地の表示、更生、分筆、滅失、地図訂正等を行った場合は、地積測量図が作成されている	縮尺、境界標の種類、求積の方法、作成者、作成年月日、点の記に留意する。	同上	同上
土地所在図	同上	土地の表示登記、地図訂正を行った場合に土地所在図が作成される	方位、形状及び隣地の地番、作成年月日に留意する。	同上	同上
課税台帳	各都税事務所	土地の固定資産税の納税義務者住所、地積、納税額及び事項欄	納税義務者は多くが土地所有者で、現住所も記載。公図、地番の重複、無地番土地の調査を行う。必要に応じ名寄帳も閲覧する。	各都税事務所	必要により職員同行で公用申請
非課税台帳	同上	境内地、公衆用道路等の課税対象外の土地の台帳	所有者名も古いものが多く、名寄帳の閲覧も行うよう留意する。	同上	同上

7-1 地図（公図）の取扱い

【概説】 (1) 国土調査による地籍図は登記所に送付され、特別の事情がない限り、必要な登記の後に地図として備え付けられる。この規定は、土地改良事業、土地区画整理事業、新住宅市街地事業にも準用される。

(2) 地図（公図）はその作成経緯により、以下について留意が必要である。

地域区分	施行者	資料の特徴	留意事項
土地区画整理地域	個人・組合・公共団体等	土地区画整理確定図に基づいて公図を作成。整理後の地番、筆界線、道路、水路、形状、地図番号	14 条地図又は、未認証の地図でも換地処分後の筆界が確定しているもので基本的にはそれによる。
耕地整理地域	耕地整理組合	耕地整理確定図に基づいて公図を作成。整理後の地番、筆界線、道路、水路、形状、地図番号	同上
土地改良地域	国・公共団体組合連合会 農地保有合理化法人	土地改良事業上地図に基づいて公図を作成。改良後の地番、筆界線、道路、水路、形状、地図番号	同上
国土調査地域	法務局・公共団体	地籍図、地籍調査後の地番、筆界線、図面番号。境界立会いを実施。認証後、14 条地図として備え付け	未認証で地図として備え付けていない場合は、測量成果の提供について施行者（区市町村）と協議する。
開発事業地域	国・公共団体・組合	新都市基盤整備事業、特定土地区画整備事業、住宅街区整備事業、市街地再開発事業	土地区画整理地域と概ね同様に対応する。
その他の地域（未整理地域）	国（地租改正事業・地押調査等）	明治期の左記事業で「土地公図」を作製、現在に至るまで利用。地番、筆界線、旧町名、道路、水路に着色。幅員の書込みがあるものもある	地図上の筆界線と現況が相違する場合は、丈量図、登記用図面等と照合し調整する。分筆等で段差がある場合は、他の資料で良否を確認する。
不存地域	—	地租改正事業によって当初作成された字図は現地との不適合、脱落地、重複地等がある	絵図、その他の資料や現況を調査し、実態に合うよう処理する。

8. 地籍地図

【概説】 (1) 道路側からの資料が不十分な場合、古地図等が道路の経緯を調査する上で参考になる。

資料名	作成時点	作成主体	資料の内容	留意事項	保管場所	閲覧方法
地籍地図 (S=1/1,000 標準)	大正元年 (1912)	東京市区 調査会	東京市及び接統郡部（新市域）の地図で、道路・河川・地番・筆界線・主要な施設の名称等が記入されている。	—	道路管理部路政課 公文書館	(閲覧不可) 閲覧申請

図 6-1 一般査定地域及び震災復興地域の範囲



資料2 道路台帳関係の法令・要綱等

1. 道路法関係

1-1 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）

（用語の定義）

第2条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一 道路上のさく又は駒止（こまどめ）

二 道路上の並木又は街灯で第18条第1項に規定する道路管理者の設けるもの

三 道路標識、道路元標又は里程標

四 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）

五 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第18条第1項に規定する道路管理者が設けるもの

七 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第3条第1項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第4条第2項に規定する電線共同溝整備道路に第18条第1項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

八 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

（第3項～第5項省略）

（私権の制限）

第4条 道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。

（一般国道の意義及びその路線の指定）

第5条 第3条第2号の一般国道（以下「国道」という。）とは、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。

一 国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地（北海道の支庁所在地を含む。）その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市（以下「重要都市」という。）を連絡する道路

二 重要都市又は人口10万以上の市と高速自動車国道又は前号に規定する国道とを連絡する道路

三 2以上の市を連絡して高速自動車国道又は第1号に規定する国道に達する道路

四 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法附則第2項に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第1号に規定する国道とを連絡する道路

五 国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と高速自動車国道又は第1号に規定する国道とを連絡する道路

（第2項省略）

（都道府県道の意義及びその路線の認定）

第7条 第3条第3号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。

一 市又は人口5千以上の町（以下これらを「主要地」という。）とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第2条第2項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第5条に規定する第2種漁港若しくは第3種漁港若しくは飛行場（以下これらを「主要港」という。）、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場（以下これらを「主要停車場」という。）又は主要な観光地とを連絡する道路

二 主要港とこれと密接な関係にある主要停車場又は主要な観光地とを連絡する道路

- 三 主要停車場とこれと密接な関係にある主要な観光地とを連絡する道路
 - 四 2以上の市町村を經由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主要地、主要港又は主要停車場とを連絡する道路
 - 五 主要地、主要港、主要停車場又は主要な観光地とこれらと密接な関係にある高速自動車国道、国道又は前各号のいずれかに該当する都道府県道とを連絡する道路
 - 六 前各号に掲げるもののほか、地方開発のため特に必要な道路
- 2 都道府県知事が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 3 第1項の規定により都道府県知事が認定しようとする路線が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定市」という。）の区域内に存する場合には、都道府県知事は、当該指定市の長の意見を聴かななければならない。この場合において、当該指定市の長は、意見を提出しようとするときは、当該指定市の議会の議決を経なければならない。
- 4 2以上の都道府県の区域にわたる道路については、関係都道府県知事は、協議の上それぞれ議会の議決を経て、当該都道府県の区域内に存する部分について、路線を認定しなければならない。（第5項～第8項省略）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

- 第8条** 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。
- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。（第3項～第5項省略）

（路線が重複する場合の措置）

- 第11条** 国道の路線と都道府県道又は市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、国道に関する規定を適用する。
- 2 都道府県道の路線と市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、都道府県道に関する規定を適用する。
- 3 他の道路の路線と重複するように路線を指定し、認定し、若しくは変更しようとする者又は他の道路の路線と重複している路線について路線を廃止し、若しくは変更しようとする者は、現に当該道路の路線を認定している者に、あらかじめその旨を通知しなければならない。

（道路の区域の決定及び供用の開始等）

- 第18条** 第12条、第13条第1項若しくは第3項、第15条、第16条又は前条第1項から第3項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。
- 2 道路管理者は、道路の供用を開始し、又は廃止しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、これを表示した図面を道路管理者の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、既存の道路について、その路線と重複して路線が指定され、認定され、又は変更された場合においては、その重複する道路の部分については、既に供用の開始があつたものとみなし、供用開始の公示をすることを要しない。

（境界地の道路の管理）

- 第19条** 地方公共団体の区域の境界に係る道路については、関係道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。以下本条及び第54条中同じ。）は、第13条第1項及び第3項並びに第15条から第17条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

（兼用工作物の管理）

- 第20条** 道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、踏切道（道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道との交差部分をいう。）、駅前広場その他公共の用に供する工作物又は施設（以下これらを「他の工作物」と総称する。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理

者は、当該道路及び他の工作物の管理については、第13条第1項及び第3項並びに第15条から第17条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、道路については、道路に関する工事（道路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。）及び維持以外の管理を行わせることができない。（第2項～第6項省略）

（道路管理者の権限の代行）

第27条 4 第19条の規定による協議に基づき一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたって道路を管理する場合又は第20条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が道路を管理する場合においては、これらの者は、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。（第1項～第3項省略）

（道路台帳）

第28条 道路管理者は、その管理する道路の台帳（以下本条において「道路台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

2 道路台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

（道路の構造の基準）

第30条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

一 通行する自動車の種類に関する事項

二 幅員

三 建築限界

四 線形

五 視距

六 勾（こう）配

七 路面

八 排水施設

九 交差又は接続

十 待避所

十一 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設

十二 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度

十三 前各号に掲げるもののほか、高速自動車国道及び国道の構造について必要な事項

2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（前項第1号、第3号及び第12号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。

3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

（道路に関する禁止行為）

第43条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること

（沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務）

第44条 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅20メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。

2 前項の規定により沿道区域を指定した場合においては、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。

3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(通行の禁止又は制限)

第 46 条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合

二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合 (第 2 項、第 3 項省略)

第 47 条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽けん引している場合にあつては当該牽けん引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。(第 3 項、第 4 項省略)

(道路の立体的区域の決定等)

第 47 条の 7 道路管理者は、道路の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、第十八条第一項の規定により決定し又は変更する道路の区域を空間又は地下について上下の範囲を定めたもの（以下「立体的区域」という。）とすることができる。(第 2 項、第 3 項省略)

(自転車専用道路等の指定)

第 48 条の 13 道路管理者は、交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始がない道路又は道路の部分（当該道路の他の部分と構造的に分離されているものに限る。以下本条中同じ。）について、区間を定めて、もつぱら自転車の一般交通の用に供する道路又は道路の部分指定することができる。

2 道路管理者は、交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始がない道路又は道路の部分について、区間を定めて、もつぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路又は道路の部分指定することができる。

3 道路管理者は、交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始がない道路又は道路の部分について、区間を定めて、もつぱら歩行者の一般交通の用に供する道路又は道路の部分指定することができる。(第 4 項、第 5 項省略)

(道路に関する費用の補助)

第 56 条 国は、国土交通大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要がある場合、第 77 条の規定による道路に関する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に道路を整備する必要があると認められる場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に要する費用についてはその二分の一以内を、道路に関する調査に要する費用についてはその三分の一以内を、指定区間外の国道の修繕に要する費用についてはその二分の一以内を道路管理者に対して、補助することができる。

(他人の土地の立入又は一時使用)

第 66 条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。

6 第 1 項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合において

は、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。

7 第 5 項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(立入又は一時使用の受忍)

第 67 条 土地の占有者又は所有者は、正当な事由がない限り、前条第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

(道路管理者等の監督処分)

第 71 条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- 三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者

2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

- 一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - 二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合
 - 三 前 2 号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
- （第 3 項～第 7 項省略）

(報告の提出)

第 76 条 道路管理者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県である場合にあつては国土交通大臣に、市町村である場合にあつては都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 道路整備計画
- 二 道路に関する工事の施行実績
- 三 第 31 条第 1 項の規定による協議の内容
- 四 第 39 条第 2 項、第 48 条の 7 第 2 項又は第 61 条第 2 項の規定により定めた条例

(道路に関する調査)

第 77 条 国土交通大臣は、道路の交通量、道路の構造、道路の維持又は修繕の実施状況その他道路又は道路の管理の状況に関し必要な調査をその職員に行わせ、又は当該道路の存する地方公共団体の長若しくはその命じた職員が行うこととすることができる。

2 地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を国土交通大臣に報告しなければならない。

（第 3 項～第 5 項省略）

(都の特例)

第 89 条 都の特別区の存する区域内においては、都知事は、第 7 条第 1 項各号に掲げる基準によらないで、議会の議決を経て、都道の路線を認定し、変更し、又は廃止することができる。

2 都知事は、前項の規定により都道の路線を認定し、変更し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ当該路線の存する特別区の長の意見を聞かなければならない。

(道路の敷地等の帰属)

第 90 条 国道の新設又は改築のために取得した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件（以下これらを「敷地等」という。）は国に、都道府県道又は市町村道の新設又は改築のために取得した敷地等はそれぞれ当該新設又は改築をした都道府県又は市町村に帰属する。

2 普通財産である国有財産は、都道府県道又は市町村道の用に供する場合には、国有財産法第 22 条又は第 28 条の規定にかかわらず、当該道路の道路管理者である地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

(道路予定区域)

第 91 条 第 18 条第 1 項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第 96

条第 5 項後段において同じ。) が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

- 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条、第 44 条の 2、第 47 条の 11、第 48 条、第 71 条、第 72 条、第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。

(第 3 項、第 4 項省略)

(不用物件の管理又は交換)

第 92 条 道路の供用の廃止又は道路の区域の変更があつた場合においては、当該道路を構成していた不用となつた敷地、支壁その他の物件(以下「不用物件」という。)は、従前当該道路を管理していた者が一年をこえない範囲内において政令で定める期間、管理しなければならない。

- 2 第 4 条の規定は、前項の期間が満了するまでは、不用物件について準用する。

- 3 第 1 項の不用物件は、土地収用法第 106 条の規定の適用については、同項に規定する期間内においては、不用物件とならないものとみなす。

- 4 道路管理者は、路線の変更又は区域の変更に因り、新たに道路を構成する敷地その他の物件を取得する必要がある場合において、これらの物件及び不用物件の所有者並びに当該物件について抵当権、賃借権、永小作権その他所有権以外の権利を有する者の同意があるときは、第 1 項の期間内においても、不用物件とこれらの物件とを交換することができる。

(不用物件の使用)

第 93 条 不用物件を他の道路の新設又は区域の変更のために使用する必要がある場合であつて、且つ、当該不用物件が当該道路の区域内にある場合において、当該道路の道路管理者がその旨を前条第 1 項の期間内に当該不用物件の管理者に申し出たときは、当該不用物件の管理者は、これを当該道路管理者に引き渡さなければならない。

(不用物件の返還又は譲与)

第 94 条 第 92 条第 4 項及び前条の規定に該当する場合を除き、不用物件がその管理者以外の者の所有に属する場合においては、当該不用物件の管理者は、第 92 条第 1 項の期間満了後、直ちにこれを所有者に返還しなければならない。

- 2 前項の場合において当該不用物件が国有財産であるときは、国土交通大臣は、当該国有財産の管理者である主務大臣と協議の上、国有財産として存置する必要があるものを除き、国有財産法第 28 条の規定にかかわらず、当該不用物件のあつた道路の管理の費用を負担した地方公共団体にこれを譲与することができる。

1-2 道路法施行法(昭和 27 年 6 月 10 日法律第 181 号)

第 5 条 新法施行の際、現に旧法の規定による府県道、市道又は町村道の用に供されている国有に属する土地で、新法の規定により都道府県道又は市町村道(第 3 条の規定により路線を認定されたものとみなされるものを含む。)の用に供されるものは、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 22 条の規定にかかわらず、新法施行の際、当該都道府県道又は市町村道の存する都道府県(新法第 7 条第 3 項に規定する指定市の区域内の都道府県道については、指定市。以下本条中同じ。)又は市町村(新法第 8 条第 3 項の規定により路線を認定された市町村道については、これらの管理者である市町村)にそれぞれ無償で貸し付けられたものとみなす。

- 2 前項の場合において、国有財産の貸付を受けるべき地方公共団体が二以上あるときは、そのいずれかが都道府県であるときは建設大臣が、その他のときは都道府県知事が貸付を受けるべき地方公共団体を定めるものとする。

1-3 道路法施行令(昭和 27 年 12 月 4 日政令第 479 号)

第 5 条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第 27 条第 4 項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

る。

- 一 法第 18 条第 1 項の規定により道路の区域を公示すること。
- 二 法第 28 条第 1 項の規定により道路台帳を調製し、及びこれを保管すること。
- 三 法第 44 条（法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により沿道区域を指定し、及びこれを公示すること。
- 四 法第 47 条の 8 第 2 項又は第 48 条の 18 第 3 項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを閲覧に供している旨を掲示すること。
- 五 法第 47 条の 11（法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により道路保全立体区域を指定し、及びこれを公示すること。
- 六 法第 52 条第 1 項の規定により市町村に対し、工事又は維持に要する費用の一部を負担させること。

（道路の附属物）

第 34 条の 3 法第 2 条第 2 項第 8 号の政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

- 一 道路の防雪又は防砂のための施設
- 二 ベンチ又はその上屋で道路管理者又は法第 17 条第 4 項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村が設けるもの
- 三 車両の運転者の視線を誘導するための施設
- 四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡
- 五 地点標
- 六 道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設

（不用物件の管理期間）

第 38 条 法第 92 条第 1 項（法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、国道又は都道府県道を構成していた不用物件については 4 月とし、市町村道を構成していた不用物件については 2 月とする。ただし、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物（トンネルを除く。）及び道路の附属物であつた不用物件については、1 月までその期間を短縮することができる。

1－4 道路法施行規則（昭和 27 年 8 月 1 日 建設省令第 25 号）

（道路台帳）

第 4 条の 2 道路台帳は、調書及び図面をもって組成するものとする。

2 調書及び図面は、路線ごとに調製するものとする。

3 調書には、道路につき、少くとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第四とする。

- 一 道路の種類
- 二 路線名
- 三 路線の指定又は認定の年月日
- 四 路線の起点及び終点
- 五 路線の主要な経過地
- 六 供用開始の区間及び年月日
- 七 路線（その管理に係る部分に限る。）の延長及びその内訳
- 八 道路の敷地の面積及びその内訳
- 九 最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配
- 十 鉄道又は新設軌道との交差の数、方式及び構造
- 十一 有料の道路の区間、延長及びその内訳（自動車駐車場にあっては位置、規模及び構造）並びに料金徴収期間
- 十二 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要
- 十三 軌道その他主要な占用物件の概要
- 十四 道路一体建物の概要
- 十五 協定利便施設の概要

4 図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図

(法第 47 条の 7 第 1 項の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断定規図)に記載して調製するものとする。

- 一 道路の区域の境界線
- 二 市町村、大字及び字の名称及び境界線
- 三 車道の幅員が 0.5 メートル以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道の幅員
- 四 曲線半径 (30 メートル以上のものを除く。)
- 五 縦断勾配 (8 パーセント未満のものを除く)
- 六 路面の種類
- 七 トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称
- 八 自動車交通不能区間 (幅員、曲線半径、勾配その他の道路の状況により最大積載量 4 トンの貨物自動車が行き通ることができない区間をいう)
- 九 道路元標その他主要な道路の附属物
- 十 道路の敷地の国有、地方公共団体有又は民有の別及び民有地の地番
- 十一 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物
- 十二 交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名
- 十三 交差する鉄道又は新設軌道及びこれらの名称
- 十四 軌道その他主要な占用物件
- 十五 道路一体建物
- 十六 協定利便施設
- 十七 調製の年月日

5 調書及び図面は、その記載事項に変更があったときは、すみやかに、これを訂正しなければならない。

6 道路台帳は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる場所において保管するものとする。ただし、道の区域内の道路に係る道路台帳のうち、国道に係るもの及び令第 32 条第 1 項に規定する開発道路で国土交通大臣が維持を行うものに係るものは、北海道開発局の事務所において保管するものとする。

- 一 高速自動車国道に係る道路台帳 国土交通省の事務所
- 二 国道に係る道路台帳 指定区間内の国道に係るものは関係地方整備局の事務所、指定区間外の国道に係るものは関係都道府県 (法第 17 条第 1 項の規定により指定市の長が国道の管理を行う場合又は同条第 2 項の規定により指定市以外の市の長が国道の管理を行う場合にあっては、当該指定市又は指定市以外の市) の事務所
- 三 都道府県に係る道路台帳 関係都道府県 (法第 17 条第 1 項の規定により指定市の長が都道府県道を管理する場合又は同条第 2 項の規定により指定市以外の市が都道府県道を管理する場合にあっては、当該指定市又は指定市以外の市) の事務所
- 四 市町村道に係る道路台帳 関係市町村の事務所

(証票の様式)

第 5 条 法第 66 条第 7 項の規定による証票の様式は、別記様式第 6 とする。 (第 2 項、第 3 項省略)

(報告の提出)

第 9 条 法第 76 条第 1 号の規定による報告は、同号に掲げる事項については社会経済情勢の変化等に伴い道路整備計画を作成し、又は変更した都度、同条第 2 号に掲げる事項については工事を施行した後、同条第 3 号に掲げる事項については協議が成立した都度、同条第 4 号に掲げる事項については条例を制定した都度、速やかに行うものとする。 (第 2 項省略)

第一表（裏）

道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要
道路一体建物の概要
協定利便施設の概要
軌道その他主要な占有物件の概要
その他特記すべき事項
調製（改訂）の年月日

第二表

実延長調書

区間	幅員 (メートル)				延長 (メートル)					追加延長	路面の種類	備考
	車道	歩道	分離帯	路肩	道路	トンネル	橋	渡船施設	計			

第三表

トンネル調書

図面 対照 番号	名称	箇所	延長	構造								建設 年次	備考
				幅員			有効高	拱	側壁	排水 施設	照明 設備		
				車道	歩道	路肩							

第四表

橋 調 査

図面 対照 番号	名 称	箇 所	延 長	幅 員			面積	種類及 び型式	建設 年次	耐荷 荷重	現 況	備 考
				車道	歩道	路肩						

第五表

鉄 道 等 と の 交 差 調 査

図面 対照 番号	箇 所	鉄道又は新設 軌道の名称	交差の方式	延 長	幅 員	有効高又は 交差角度	備 考

(表面)

第 号	身 分 証 明 書
所 属	職 氏 所 名 名 属
年 令	年 令
<p>右は、道路法第六十六条第一項により 道路に関する調査等のため他人の土地に 立ち入ることができる者であることを証 する。</p>	
交付年月日	有 効 期 間
道 路 管 理 者	
印	

(裏面)

道 路 法 抜 す い

第六十六条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者その旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。
- 3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
- 5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。

（宛て先）地方建設局長、都道府県知事、五大市長

昭和34年3月4日付で道路法施行規則の一部を改正する省令（昭和34年建設省令第1号）が公布され、同日施行されたが、この省令は、道路台帳の記載事項その他道路台帳の調製及び保管に関する事項を定めるとともに、道路区域の決定又は変更の公示に関する規程等を整備したものであるもので、その運用に当っては、左記事項に留意の上、遺憾のないようにされたい。

なお、貴管下道路管理者にも、この旨周知徹底方お取計らい願いたい。

記

4 第4条の2（道路台帳）関係

(1) 旧道路法（大正8年法律第58号）の規定に基き、又はこれに準じて道路台帳を調製し、保管しているものと考えられるが、今後は、本省令に基く道路台帳を調製し、保管しなければならないものであること。

(2) 道路橋梁現況台帳について

イ、 従来の道路橋梁現況台帳の制度は、その記載事項の大部分が道路台帳に含まれることとなったので、原則として廃止すること。

なお、現況台帳のうち総括表の部分については、道路台帳の記載事項とされなかったが、地方交付税の算定等の場合において必要とされるので、今後は、統計資料として別に調製しておくことが適当であること。

ロ、 道路台帳はすみやかに完備しなければならないものであるが、それまでの間は、暫定的に現況台帳に訂正を加えて保管すること。

(3) 調書の調製について

イ、 調書の規格は、道路管理者において適宜定めて差し支えないこと。

ロ、 第一表は、次の要領により調製すること。

(イ) 路線の指定又は認定の年月日

(ロ) 指定（認定）の政令（公示）番号を附記する。

(ハ) 路線の起点及び終点

(ニ) 指定（認定）の政令（公示）で示された起点及び終点を記入する。

(ホ) 路線の主要な経過地

(ヘ) 指定（認定）の政令（公示）で示された重要な経過地のほか、管理区間の両端の地名及び管理区間内の主な経過地を記入する。

(ト) 供用開始の区間及び年月日

A. 道路法第18条第2項の規定によりすでに使用の開始があったものとみなされる区間については、当該重複部分について道路の区域の決定又は変更が行われた年月日を記入する。

B. 関係書類の焼失等により使用開始の年月日が不明の区間については、その旨を記入するとともに、推定の日付を附記する。

(チ) 路線の延長及びその内訳

A. 路線の延長の欄に、管理区間内の延長を記入する。

B. 重複区間の欄には、現況台帳の場合と同様に、道路法第11条第1項から第3項までの規定により、他の道路に関する道路法の指定が適用される区間を記入し、実延長の欄には、その他の区間の延長を記入する。

C. 供用されていない区間の延長の欄には、新設工事で着手していない区間、新設工事が未完了の区間及び新設工事は完了しているが供用の開始が行われていない区間の延長を記入する。

なお、延長の算定は、具体的な工事計画に基いて行うものとするが、具体的な工事計画の未だ存しない場合は、予測延長でも差し支えない。

D. 道路の欄には、トンネル、橋（延長2メートル以上のものをいう。）及び渡船施設以外のものの延長を記入する。

なお、道路のうち、高架道路については、その延長を特記する。

E. 永久橋及び本橋の欄には、後記(ハ)（橋調書における橋種及び型式）に掲げる永久橋（鋼橋、コン

クリート橋及び石橋)及び木橋から構成されている橋の延長を記入する。

- F. 車道の幅員の欄は、道路構造令(昭和33年政令第244号)第2条第2号に規定する車道の幅員を記入する。
- G. 舗装道の欄には、セメントコンクリート舗装道、アスファルト舗装道及び塊舗装道について記入し、砂利道の欄には、安定処理道、水締マカダム道、砂利道その他舗装道以外の車道について記入する。
- H. 自動車交通不能区間の欄には、本条第4項第8号に規定する自動車交通不能区間の延長を記入する。
なお、自動車交通不能の認定は、原則として、車道の幅員3メートル未満を基準として行うものとする。

(リ) 最小車道幅員等

- A. 最小車道幅員の欄には、供用されている区間内において車道幅員が最小である箇所及びその車道幅員を記入する。
なお、この車道幅員は、(ホ)Fの車道幅員を記入幅員と同様とする。
- B. 最小曲線半径の欄には、供用されている区間内において曲線半径が最小である箇所及びその曲線半径を記入する。
なお、この曲線半径は、道路構造令第14条に規定する曲線半径とする。
- C. 最急縦断勾配の欄には、供用されている区間内において曲線半径が最急である箇所及びその縦断勾配を記入する。

(ヌ) 有料道路の区間、延長等

道路法第25条の規定による有料の橋又は渡船施設及び道路整備特別措置法(昭和31年法律第7条)の規定により日本道路公団又は道路管理者が管理する有料道路について記入する。

(ル) 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要

堤防、護岸、駅前広場等の主要な他の工作物と効用を兼ねる区間について、その兼用工作物の名称、管理者、管理方法その他必要な事項を記入する。

(ロ) 軌道その他主要な占用物件の概要

道路工事その他の道路管理上特に留意すべき軌道、鉄道、地下街等の主要な占用物件について、その占用者、占用機関、占用場所等を記入する。

(ワ) その他特記すべき事項

現況台帳の制度の廃止に伴う暫定措置として、従来の道路現況台帳に準じて改良済及び未改良別の延長を記入する。

ハ. 第二表(実延長調書)は次の要領により調製すること。

(イ) 区間

幅員の構成、路面の種類等の共通な区間毎に記入する。

(ロ) 幅員

道路構造令第二条に規定する車道、歩道、分離帯及び路肩について、それぞれ幅員を記入する。

(ハ) 追加延長

区間毎の延長を追加して記入する。

(ニ) 路面の種類

次の表に掲げるところにより記入する。

路面の種類		記号
舗装道	セメントコンクリート舗装道	Co
	アスファルトコンクリート舗装道	A
	アスファルト舗装道 (アスファルト、コンクリート舗装道を除く)	a
砂利道	安定処理道、水締マカダム道、砂利道、その他舗装道以外のもの	G

(ホ) 備考

自動車交通不能のほか、重複する道路で道路法第11条第1項から第3項までの規定によりその道路に関する道路法の規定が適用されないもの、有料道路、兼用工作物等に関する事項を記入する。

なお、当分の間、改良済及び未改良の別についても記入するものとする。

二. 第三表（トンネル調書）は、次の要領により調製すること。

- (イ) 図面对照番号
図面に附した番号に対応する番号を記入する。
- (ロ) 名称
名称がないものについては、起点より順次番号を附する等の方法により記入する。
- (ハ) 構造
 - A. 幅員の欄は、実延長調書に同様な取扱とする。
 - B. 拱及び側壁の欄には、それらの厚さ、長さ、材質等に関する事項を記入する。
なお、仰拱については、拱の欄に記入し、その旨を附記する。
 - C. 排水施設の欄には、その位置、構造等に関する事項を記入する。
- (ニ) 建設年次
大修繕を行った場合には、その年次も記入する。
- (ホ) 備考
修繕その他の保全の状況、路面の種類、坑内の有無、地質等に関する事項を記入する。

ホ. 第四表（橋調書）は、次の要領により調製すること。

- (イ) 図面对照番号
図面に附した番号に対応する番号を記入する。
- (ロ) 名称
名称がないものについては、トンネル調書の場合と同様に取り扱うものとする。
- (ハ) 橋種及び型式
次の表に掲げるところにより記入する。
なお、混合橋にあつては、橋種別に構造等の事項を記入する。

橋 種	型 式	記号
鋼 橋	鋼桁橋	Sg
	鋼構橋	St
	鋼拱橋	Sa
	鋼剛構橋	Sr
	吊橋（補剛桁が鋼材のもの）	Sus
コンクリート橋	コンクリート床版橋（又は桁橋）	Kb
	コンクリート拱橋	Ka
	コンクリート剛構橋	Kr
	PS コンクリート床版橋（又は桁橋）	Pb
	PS コンクリート剛構橋	Pr
石橋	石版橋（又は桁橋）	Mb
	石拱橋	Ma
木橋	木版橋	Wb
	木拱橋	Wt
	吊橋（補剛桁が木材のもの）	Suw

- (ニ) 建設年次
大修繕を行った場合には、その年次を記入し、その旨を附記する。

へ. 第五号（鉄道等との交差調書）は、次の要領に調製すること。

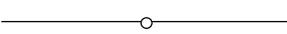
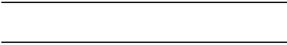
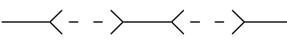
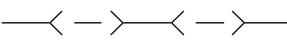
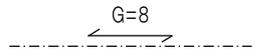
- (イ) 図面对照番号
図面に附した番号に対応する番号を記入する。
- (ロ) 鉄道又は新設軌道の名称
鉄道等の事業者名及び線名を記入する。

- (ハ) 交差の方式
立体交差及び平面交差の別を記入し、立体交差の場合は跨道及び跨線の別を附記する。
- (二) 幅員
平面交差の場合には、踏切道の幅員（踏切道の敷板又は敷石の縁端から縁端までの幅をいう。）を記入する。
- (ホ) 備考
 - A. 立体交差の場合には、有効高等について危険防止の措置その他特記すべき事項があれば記入する。
 - B. 平面交差の場合には、踏切道の種別、保安設備、道路の交通量、鉄道等の運転回数等に関する事項を記入し、これらの調査年月日を附記する。

(3) 図面の調製について

- イ. 縮尺は、1,000分の1以上とし、市街地部等において特に必要がある場合には、拡大図を附すること。
- ロ. 図面は次の要領により調製すること。

(イ) 道路の区域の境界線等は、次の例を参考に記入する。

事 項	記 号	色 別	
道 路 の 中 心 線	 (幅 0.3mm)	赤	
境 界 線	道 路 の 区 域	 (幅 0.5mm)	茶
	都 府 県	 (")	黒
	郡 市	 (")	"
	区	 (")	"
	町 村	 (幅 0.4mm)	"
	大 字	 (")	"
	民有地である 道 路 敷 地	 (幅 0.3mm)	赤
道 路 の 幅 員		"	
曲 線 半 径		"	
縦 断 勾 配		"	

- (ロ) 路面の種類
(3)ハ(二)の記入要領による。
- (ハ) 道路元標その他主要な道路の附属物
道路元標、並木、街灯、駒止、自動車駐車場等のうち主要なものについて、その位置を記入する。
- (二) 道路の敷地の国有、地方公共団保有又は民有の別及び民有地の地番
 - A. 国有等の別は、色別により記入する。
 - B. 民有地以外についても、地番があれば記入する。
- (ホ) 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物
主として前記(3)ロ(ル)により第一表に記入した兼用工作物を対象とする。
- (ヘ) 交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名
 - A. 重複する道路は、道路の種類を問わずすべて記入する。

- B. 一般自動車道、林道、農道等についても、重要なものがあれば記入する。
- (ト) 交差する鉄道又は新設軌道及びこれらの名称
交差方式を明らかにして記入する。
- (チ) 軌道その他主要な占用物件
主として前記(3)ロ(ヲ)より第一表に記入した占用物件を対象とする。

1-6 道路法等の一部を改正する法律等の施行について

(平成元年12月20日付 道政発第86号 建設省道路局路政課長通知)

第1 道路の立体的区域を決定する場合の道路の敷地に関する権原について

道路管理者は立体道路制度の適用に当たり、道路の管理上必要な範囲での限定的な権利を権原として取得又は保持することを原則とし、道路の新設又は改築の場合は(1)~(3)、既存道路の場合は(4)によること。

- (1) 道路の立体的区域を決定する場合の道路の敷地に関する権原として民法(明治29年法律第89号)第269条の2の規定によるいわゆる区分地上権を設定し、又は共有持分を取得する際には、道路の適正な管理を確保するため以下の事項に留意して契約の締結をすること。

なお、契約事項のうち登記が可能であるものについてはできるかぎり登記すること。

- ① 道路管理者は、道路の設置を目的として敷地に関する権原を取得するものであり、地権者との契約において当該設定又は取得が道路の設置のためのものであることを明らかにすること。
- ② 道路の敷地に関する権原として設定された区分地上権又は取得された共有持分等については、その適正な管理を図るため道路台帳において明記するとともに、その権利関係が明らかとなるように関係図面を添付すること。
- (③、④及び(2)~(4)省略)

2. 道路構造関係

2-1 道路構造令(昭和45年10月29日政令第320号)

(用語の定義)

第2条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- 二 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- 三 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- 四 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分(自転車道を除く。)をいう。
- 五 車線 一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分(副道を除く。)をいう。
- 六 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)に付加して設けられる車線をいう。
- 七 登坂車線 上り勾(こう)配の道路において速度の著しく低下する車両を他の車両から分離して通行させることを目的とする車線をいう。
- 八 屈折車線 自動車を右折させ、又は左折させることを目的とする車線をいう。
- 九 変速車線 自動車を加速させ、又は減速させることを目的とする車線をいう。
- 十 中央帯 車線を往復の方向別に分離し、及び側方余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分(副道)をいう。
- 十一 副道 盛土、切土等の構造上の理由により車両の沿道への出入りが妨げられる区間がある場合に当該出入りを確保するため、当該区間に並行して設けられる帯状の車道の部分をいう。
- 十二 路肩 道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分(副道)をいう。

- 十三 側帯 車両の運転者の視線を誘導し、及び側方余裕を確保する機能を分担させるために、車道に接続して設けられる帯状の中央帯又は路肩の部分を用いる。
- 十四 停車帯 主として車両の停車の用に供するために設けられる帯状の車道部分を用いる。
- 十五 軌道敷 専ら路面電車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第13号に規定する路面電車をいう。以下同じ。）の通行の用に供することを目的とする道路部分を用いる。
- 十六 交通島 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は横断する歩行者若しくは乗合自動車若しくは路面電車に乗降する者の安全を図るために、交差点、車道の分岐点、乗合自動車の停留所、路面電車の停留場等に設けられる島状の施設を用いる。
- 十七 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路部分を用いる。
- 十八 路上施設 道路の附属物（共同溝及び電線共同溝を除く。）で歩道、自転車道、自転車歩行者道、中央帯、路肩、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に設けられるものをいう。
- 十九 都市部 市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い地域を用いる。
- 二十 地方部 都市部以外の地域を用いる。
- 二十一 計画交通量 道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向、将来の自動車交通の状況等を勘案して、国土交通省令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に関する計画を策定する者で国土交通省令で定めるものが定める自動車の日交通量をいう。
- 二十二 設計速度 道路の設計の基礎とする自動車の速度を用いる。
- 二十三 視距 車線（車線を有しない道路にあつては、車道。以下この号において同じ。）の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見とおすことができる距離を当該車線の中心線に沿って測つた長さをいう。

（第2項～第6項省略）

2-2 道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準について

（昭和49年4月10日付 都計発第44号 道政発第30号 建設省都市局長、道路局長）

（宛て先）各地方建設局、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事、九大城市長、日本道路公団総裁、本州四国連絡橋公団総裁、首都高速道路公団理事長、阪神高速道路公団理事長

幹線道路周辺における生活環境を保全することを目的として、今般別添の「道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準」を定めたので、今後幹線道路の新設又は改築にあたっては、これによられたく通知する。

なお、本基準の運用にあたっては、下記に留意し遺憾のないよう措置されたい。

（以下、都道府県知事あて）

また、貴管下市町村又は地方道路公社あて、上記趣旨を周知徹底方おとりはからい願いたい。

記

- 1 道路交通に伴う騒音等の障害の除去については、道路事業の実施にあたって十分配慮することはもちろんであるが、その他の施策にまつべき分野も少くないので、本基準に基づき幹線道路の新設又は改築を行うにあたっては、都道府県公安委員会と密接な連携を図ること等により、道路環境対策に配慮すること。
- 2 本基準に基づき施策を講じようとする場合には、都市計画事業として施策を講ずる予定のものについては都市局担当課あて、道路整備事業として施策を講ずる予定のものについては道路局担当課あて、それぞれあらかじめ協議すること。
- 3 既存の幹線道路については、都道府県公安委員会と密接な連携を図る等の措置により道路環境対策に配慮することとし、これらの措置を講じてもお当幹線道路に隣接する地域における騒音が騒音規制法第17条第1項に規定する自動車騒音の限度を著しくこえ、緊急に施策を講ずる必要があると認められる等特別の事由がある場合にかぎり本基準による施策を講ずるものとする。この場合においては、2により都市局又は道路局の担当課あてあらかじめ協議するものとする。
- 4 本基準により取得される土地に設けられる施設の設置及び管理にあたっては、沿道地域の土地利用の実態等につい

て十分配慮すること。

道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準

- 1 この基準は、幹線道路を新設又は改築する場合において、当該幹線道路に隣接する地域の生活環境を保全する必要があると認められるときに適用するものとする。
- 2 この基準において「幹線道路」とは、次のいずれか一に該当する道路（道路法による道路に限る。）で車線の数が4以上のものをいう。
 - (イ) 高速自動車国道
 - (ロ) 一般国道又は都道府県道（指定市の市道を含む。）
 - (ハ) 都市計画法施行規則第7条第1項第1号に規定する自動車専用道路又は幹線街路（主として通過交通の用に供するものに限る。）
- 3 第1種住居専用地域若しくは第2種住居専用地域又はその他の地域であって、住宅の立地状況その他土地利用の実情を勘案し、良好な住居環境を保全する必要があると認められる地域を通過する幹線道路については、次項に掲げる場合を除き、当該幹線道路の各側の車道端から幅10メートルの土地を道路用地として取得するものとする。
- 4 第1種住居専用地域若しくは第2種住居専用地域又はその他の地域であって、住宅の立地状況その他土地利用の実情を勘案し、良好な住居環境を保全する必要があると認められる地域を通過する幹線道路が自動車専用道路であって、次の(イ)又は(ロ)のいずれか一に該当し、かつ夜間に相当の重交通が見込まれるものについては、当該幹線道路の各側の車道端から幅20メートルの土地を道路用地として取得するものとする。

ただし、この場合において建築物の不燃堅牢化が進んでいる地域については、これを10メートルとするものとする。

 - (イ) 当該幹線道路の構造が切土又は盛土であること。
 - (ロ) 当該幹線道路の構造が高架（他の道路の上部に設けられる場合に限る。）であること。
- 5 地形の状況その他の特別な理由によりやむをえない場合においては、3又は4によらないことができるものとする。
- 6 3、4又は5により取得すべき道路用地の幅員については、2(イ)に掲げる道路を除き、都市計画区域においては、都市計画法の規定により少なくとも街区を単位として都市計画として決定（又は変更）するものとする。
- 7 3、4又は5により取得された土地は、原則として、植樹帯、しゃ音壁等を設置するものとし、必要に応じて、歩道、自転車道、通過交通の用に供しない道路等の施設を設け適正に管理するものとする。
- 8 幹線道路及びそれ以外の道路並びに2以上の幹線道路の一部又は全部について3、4又は5の措置を講ずることに伴う道路用地及び7に掲げる施設に係る事業費（維持管理費を含む。）の負担については、これらの道路の管理者の協議によるものとする。
- 9 3、4又は5の措置により取得又は整備される道路用地又は7に掲げる施設の管理については、幹線道路及びそれ以外の道路並びに2以上の幹線道路の管理者が相互に協議して定めるものとする。（注書き省略）

3. 測量法関係

3-1 測量法（昭和24年法律第188号）

（実施の公示）

- 第14条** 国土地理院の長は、基本測量を実施しようとするときは、あらかじめその地域、期間その他必要な事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 2 国土地理院の長は、基本測量の実施を終つたときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。
 - 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

（土地の立入及び通知）

- 第15条** 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。
- 2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
 - 3 第1項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係

人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 前項に規定する証明書の様式は、国土交通省令で定める。

(永久標識及び一時標識に関する通知)

第 21 条 国土地理院の長は、基本測量において永久標識又は一時標識を設置したときは、遅滞なく、その種類及び所在地その他国土交通省令で定める事項を関係都道府県知事に通知するとともに、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村長（特別区の区長を含む。次項及び第 37 条第 2 項において同じ。）に通知しなければならない。

3 市町村長は、基本測量の永久標識又は一時標識について、滅失、破損その他異状があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を国土地理院の長に通知しなければならない。

(測量標の使用)

第 26 条 基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土地理院の長の承認を得て、基本測量の測量標を使用することができる。

(測量成果の使用)

第 30 条 基本測量の測量成果を使用して基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。（第 2 項～第 4 項省略）

(計画書についての助言)

第 36 条 測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した計画書を提出して、国土地理院の長の技術的助言を求めなければならない。その計画書を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 目的、地域及び期間
- 二 精度及び方法

(基本測量に関する規定の準用)

第 39 条 第 14 条から第 26 条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第 14 条から第 18 条まで、第 21 条第 1 項及び第 23 条中「国土地理院の長」とあり、並びに第 19 条及び第 20 条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、第 21 条第 3 項並びに第 24 条第 1 項及び第 2 項中「国土地理院の長」とあるのは「当該永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第 22 条及び第 26 条中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において測量標を設置した測量計画機関」と、第 22 条中「得ないで、」とあるのは「得ないで、当該」と、第 24 条第 3 項中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第 25 条中「国土地理院の長は、」とあるのは「公共測量において仮設標識を設置した測量計画機関は、当該」と、第 26 条中「基本測量以外の測量」とあるのは「測量」と、「得て、」とあるのは「得て、当該」と読み替えるものとする。

(測量成果の提出)

第 40 条 測量計画機関は、公共測量の測量成果を得たときは、遅滞なく、その写を国土地理院の長に送付しなければならない。（第 2 項省略）

3-2 測量法施行規則（昭和 24 年法律第 188 号）

(土地の立入りの身分証明書の様式)

第 1 条の 2 法第 15 条第 4 項（法第 39 条において準用する場合を含む。）の規定による証明書の様式は、別表第一の 2 のとおりとする。

別表第一の 2（第 1 条の 2 関係）

(表)

身 分 証 明 書	写 真	左記の者は、測量法第15条第1項の規定により、測量計画機 関の命令（委任）に基づいて土地に立ち入ることができる者で あることを証する。
番 号 氏 名 生 年 月 日 所 属 機 関 名 所 属 機 関 所 在 地		
		発行機関 印

(裏)

測量法（昭和24年法律第188号）抜粋				
第15条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。	有 効 期 間	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日
2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。	作 業 地 域			
3 第1項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。	作 業 の 名 称			
第39条 第14条から第26条までの規定は、公共測量に準用する。	発 行 機 関 の 印			

4. 公有財産関係

4-1 不動産の表示に関する登記に係る建設省所管国有財産の取扱いについて（回答）

（平成2年3月22日付 2不登1第358号 東京法務局民事行政部首席登記官（不動産登記部門））

（宛て先）建設省所管国有財産部局長 東京都知事事務取扱者 東京都財務局用地部境界確定課長

本月5日付け元財用第131号をもって依頼のあった標記の件については、意見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

なお、この旨管下登記官に通知したから申し添えます。

4-2 不動産の表示に関する登記に係る建設省所管国有財産の取扱いについて（依頼）

（平成2年3月5日付 元財用境第131号 東京都財務局用地部境界確定課長）

（宛て先）東京法務局民事行政部不動産登記部門首席登記官

建設省所管国有財産部局長、東京都知事は、国有公共用地に隣接する土地所有者からの申請による境界確認事務、及び道路法の規定に基づき地方公共団体に国有地を譲与しこの土地の表示登記申請手続事務等、これら不動産の表示に関する登記に係る事務をも含めて、関係法令・通達に基づき国有財産取扱事務の促進を図っているところであるが、さらに一層円滑にならしめるため、地方公共団体が道路法の規定に基づき道路の区域の変更又は供用の廃止の公示を行い、不用となった当該道路を構成していた敷地が国有地（以下「国有旧道路敷地」という。）である場合に、この国有旧道路敷地と隣接する土地との境界確認事務の取扱いは、別紙「不用物件となった国有旧道路敷地と隣接する土地との境界確認事務の取扱いについて」により、平成2年4月1日から実施する予定であります。

また、境界確認事務の取扱いと平行して、国有財産の交換・譲与等の取扱いについても検討を進めているところであ

り、その一つに道路法の規定による無償で地方公共団体に譲与する場合の数量は、公図等による図上求積の値を用いる予定であります。

これらの取扱の実施にともない、国や地方公共団体又は隣接土地所有者からの不動産の表示に関する登記に係わる申請書には、従前と異なる内容の図書を添付書類や参考図面として添付されて申請されることもありますので、特段のご配慮を願います。

なお、異なる内容については、主に次のことが想定されますので申し添えます。

- ① 土地表示登記申請の地積と、譲渡証書の地積の数量が合致しない。
- ② 譲渡を受けた当該物件について、細切れの表示登記申請が囑託される。
- ③ 譲渡受の日付から長期間経過した後、物件の表示登記申請が囑託される。
- ④ その他：境界に関する行政証明等について

土地境界確定通知書や土地境界図抄本又は道路区域証明等、それぞれの行政が関与した図書（以下「行政証明等」という。）は、既に道路等に隣接する土地の地積更正又は分筆の登記申請に参考資料として取り扱われているところでもあります。

また、譲渡受財産の表示登記を地方公共団体の長が囑託するときには、譲渡受以前の公共物又は不用物件の敷地の土地所有者としての正式な権限は有しないが、特別の定め（道路法等）による事実上の管理者である地方公共団体が、隣接土地の所有者との間で公共物の区域の確認証明等（行政証明等）を行った事実がある場合には、その書類の写を地積測量図及び境界に関する実地調査の更正を担保とする証として添付されることもあります。

4-3 東京都公有財産規則（昭和39年3月31日規則第93号）

（台帳の整備）

第17条 局長等は、その所管に属する公有財産について、法第238条第1項各号に掲げる種類（不動産にあつては、土地、建物、建物以外の工作物及び立木を、その種類とする。）の財産ごとに、価格その他の財務局長が別に定める公有財産の管理、運用等に必要事項を財産情報システムに記録して公有財産台帳（以下「台帳」という。）を整備し、変動のあつた都度、補正しておかなければならない。ただし、別に知事が指定するものについては、この限りでない。（第2項省略）

（適用除外）

第22条 都道の用に供し、又は供するものと決定した土地、施設又は工作物及び道路の附属物については、この節から第4節までの規定を適用しない。

4-4 建設局所管公有財産管理要綱（平成6年3月24日建設局長決定）

（公有財産台帳の除帳）

第22条 規則第22条に規定する台帳備付けの適用除外のうち、「都道の用に供するものと決定した土地」とは、道路法第18条の規定に基づく道路の区域を決定した土地とし、管理担当課の管理主任は、道路区域決定の公示に基づいて、当該財産の公有財産台帳を除帳するものとする。

2 管理担当課の管理主任は、道路の区域決定後道路台帳作成に至るまでの間、前項により除帳した公有財産台帳を整理・保管するものとする。

（公有財産台帳の作成を要しない財産の処理）

第23条 管理担当課の管理主任は、取得時において規則第22条の規定の適用を受け、公有財産台帳の作成を要しない財産について、道路台帳作成に至るまでの間、第15条第4項ただし書きの規定による「公有財産引渡調書」及び添付書類を整理・保管するものとする。

5. その他の通達等

5-1 道路工事に伴う道路の現況に関する資料の整備について

(昭和39年5月18日 道発第188号 建設省道路局長)

昨今の道路交通情勢下において、道路管理者が道路の現況を常に的確に把握することは、適正なる道路管理を行うため益々その必要の度を加えている。道路の現況の把握のためには、道路の区域の境界線の明確化等左記に掲げる事項の資料作成が必須であるが、これらに関する資料の整備状況は未だ満足すべき段階にあるとは言えない。

したがって、今後道路に関する工事の施行区間については、当該年度内にこれらの資料整備を図ることで道路の現況を把握し、適正な道路管理に努めていくことが必要である。なお、これらの資料を整備するにあたり、国庫負担又は補助事業対象区間については、当該年度の国庫負担又は補助事業のうち工事費の「測量及び試験費」から支出することに差し支えない。単独事業についても趣旨は同様である。

記

道路につき、少なくとも次に掲げる事項を記載し、付近の地形及び方位を表示した縮尺1,000分の1(市街地にあつては600分の1)以上の平面図

- 一 道路の区域の境界線及び境界杭の設置位置
- 二 市町村、大字及び字の名称及び境界線
- 三 車道の幅員が0.5米以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道の幅員
- 四 曲線半径(30米以上のものを除く)
- 五 縦断勾配(8%未満のものを除く)
- 六 路面の種類
- 七 トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称
- 八 道路元標その他主要な道路の附属物
- 九 道路の施設の国有、地方公共団体会有又は民有の別及び民有地の地番
- 十 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物
- 十一 交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名
- 十二 交差する鉄道又は新設軌道及びこれらの名称
- 十三 軌道その他主要な占用物件
- 十四 調製の年月日

5-2 地下埋設工事等による道路の掘り返しの規制およびこれによる事故の防止に関する対策要綱

(昭和45年10月5日 事務次官等会議申合せ)

四 占用関係図面の整備

関係公益事業者は、道路管理者の指示するところにより、地下埋設物に関する図面を作成し、道路管理者に提出するものとし、道路管理者は、当該図面により道路台帳を整備するものとする。

5-3 地下埋設工事等による道路の掘り返し規制およびこれによる事故の防止に関する対策要綱について

(昭和45年10月12日(建設省道路局長))

標記について、昭和45年10月5日事務次官等会議において、別紙のとおり申合せが行われた。この申合せの趣旨および内容等は、次のとおりであるので、今後、なお一層地方連絡協議会における連絡協議を積極的に行ない、この申合せの実効があがるように努められたい。

二 申合せの内容

今回の申合せの内容の詳細は、別紙のとおりであるが、さきの申合せとの主要な違点は、次のとおりである。

(五) 占用関係図面の整備について

道路管理者は、関係公益事業者から提出された占用関係図面により、道路台帳を整備することとしたこと。

(一)～(四)及び(六)省略)

5-4 道路台帳整備のための費目区分について

(昭和 55 年 9 月 24 日付事務連絡 建設省国道第一課建設専門官、道路経済調査室建設専門官)

標記については、昭和 46 年 6 月 22 日付建設省第一発第 75 号として国道第一課長通達に基づき実施してきたところであるが、その一部に統一を欠く点が見受けられるため、今後左記により運用することとしたので通知する。

記

官民境界が明確でない道路の敷地調査を行う場合、敷地調査費の支弁範囲は次のとおりとする。

- (1) 道路用地の官民境界の確認に必要な資料の収集、境界の立会い等の諸調査、境界確認書、境界確認書又はこれに代わるものの作成
- (2) 現地において境界を確認し、再現するために必要な測量の実施及び成果図の作成

5-5 道路台帳への主要な占有物件の記載について

(平成 30 年 4 月 4 日付事務連絡 国土交通省道路局路政課道路利用調整室企画専門官)

道路管理者は、道路法第 28 条及び道路法施行規則第 4 条の 2 に基づき、道路台帳（調書及び図面）を調製し保管するとともに、道路台帳に、主要な占有物件の概要を記載することとされています。主要な占有物件には、少なくともライフライン物件（電気、ガス、通信、水道、下水道、地下鉄等）が含まれます。

近年、一部の地方公共団体において、主要な占有物件の概要が十分に記載されておらず、法令に反する状態が見られることが判明しています。

つきましては、道路管理者の管理事務を適切に遂行する観点から、道路台帳における調書及び図面に主要な占有物件に関する記載を行い、事務の処理に遺漏のないようお願いします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あてこの旨を周知願います。

6. その他申合せ等

6-1 旧道路法に関する合意事項（平成 5 年 7 月 12 日 財務局、建設局申合せ）

(財務局) 管財部国有財産担当、管理指導課進行促進係

(建設局) 総務部用度課財産管理係、道路管理部路政課認定係、同多摩地域認定担当係、同道路台帳係

1 旧道路法により廃道された物件の取扱

(1) 廃道告示のあるもの

ア 財務局 所有地として処理（財産台帳は、登録もれとして登録）

イ 建設局 別紙 1（資料の送付）を添付の上、関係図書及び資料を財務局に引き継ぐ。

ウ 財務局の依頼により作成した調書に記載があるもので、今後一括して書類引継ぎを予定しているものは、個々の建設事務所から財務局（管理指導課進行促進係）へ別紙 1（資料の送付）を添付の上、直接引き継ぐ。

(2) 廃道告示のないもの

旧道路法期間内に認定管理されていた経緯が判る資料があり、かつ昭和 28 年の一括移管図に記載がないものは旧道路法により廃止されたものとする。なお、上記の処理に当たっては、別紙 2 の通知を建設局から財務局に送付する。

（財務局では、上記案件について国有財産担当に譲渡証書の交付を申請する場合には、個々の申請に別紙 2 の写しを添付する。）

2 旧道路法により廃道となっている物件で、現に市町村道として認定供用されているもの（底地の処理がされていないもの。）及び生活道路として使用されているもの（市町村道として認定されていないもの。）の取扱

所有地として取り扱う。((1)のウにより財務局で財産管理を行う。)ただし、認定道路及び認定はされていないが、事実上、生活道路として使用され、区市町村道が実態管理しているものの機能管理は区市町村が行う。

生活道路として使用されているもので、区市町村が管理していないものは、建設局の各建設事務所が機能管理を行う。

※ 隣地から境界の立会いを求められた場合は、次により処理する。

- 1 認定されているものについては、各道路管理者が立会う。
- 2 生活道路として使用されているものについては、機能管理者である市区町村又は建設局の各建設事務所の職員及び財務局職員、双方の立会いで処理する。ただし、同意書等に署名、認印を行うのは、財産管理者である財務局とする。

6-2 都道に関する事業の施行に伴う区域決定等の事務手続要綱（平成18年4月 東京都建設局）

（土地及び構造物の引継ぎ）

第13条 事業施行所長は、前条の供用開始時に管理所長に引継ぎが行えるよう、供用しようとする土地及び構造物の簡易引継ぎを管理所長に申し入れなければならない。

2 管理所長は、前項の申し入れに対し、事業施行所長に次に掲げる条件を付して、供用開始時に土地及び構造物の簡易引継ぎを受けるものとする。

(1) 補充を要する図書の作成

（第2項(2)、(3)及び第3項～第7項省略）

都道に関する事業の施行に伴う区域決定等の事務手続要綱実施細則

第8 2 要綱第13条第2項第1号に規定する図書は、次に掲げるものを標準とし、管理所長は、必要に応じ、自ら使う図書又は図書の部数を追加又は削減することができる。

引継ぎに必要な図書	部数	部数内訳			摘要
		管理課	補修課	保全課	
A 道路全般					
7 道路台帳（道路台帳平面図、地下埋設物台帳平面図、道路敷地構成図） 東京都建設局測量委託標準仕様書及び道路台帳作成要領によること	1式	1	—	—	

6-3 地域内道路化した都道の市町村への移管促進について（平成10年6月 道路管理部長決定）

都市計画道路等の整備に伴い、幹線道路から地域内道路へと性格が変化した都道の移管を進めている。今後より一層の移管の推進をはかるため、道路管理部は道路建設部と下記について申し合わせている。

(1) 都道新設に伴い地域内道路化する既存の都道について

道路建設部は、都道の新設事業を計画しようとする際、道路管理部に対し、管理区分照会を行う。道路新設に伴い地域内道路化する既存の都道区間を市町村に移管する旨道路管理部から回答があった場合、道路建設部は、当該市町村と移管のための協議を行う。

(2) 既に地域内道路化している未移管の都道について

道路管理部及び道路建設部は、市町村から、都道の新設・拡幅等の要望を受けた場合、当該市町村に対し、既に地域内道路化している都道区間の移管を受け入れるように働きかける。

(3) 測量図書の整備について

(1)の都道新設に伴い地域内道路化する都道区間について道路建設部が、(2)の既に地域内道路化している都道区間については道路管理部が、市町村道の区域決定に必要な測量図書（平面図、公図写し、丈量図又は敷地構成図）を整備する。